

平成28年度

第 1 回 佐々町農業委員会総会 議事録

平成28年4月25日（月）

佐々町農業委員会

平成28年 4月 第1回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成28年4月25日（月）午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 別館会議室

3. 開 会 平成28年4月25日（月）午後1時30分

4. 出席委員 （13名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	藤永 九市 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	福田 喜義 君	6	池田 邦義 君
7	平田 康範 君	8	湯村 速雄 君	9	大瀬 清司 君
10	山下 義信 君	11	筒井 浩一 君	12	坂口 隆英 君
13	橋本 義雄 君				

5. 欠席委員 （0名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	今道 晋次 君	書記	山田 奈津子君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
7	平田 康範 君	9	大瀬 清司 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告事項

報告第1号 農用地利用配分計画解約通知書について

(3) 審議事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第4号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第5号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第7号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第8号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について

第9号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

(4) その他

①農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

②5月定例会の日程について

③その他

書記（山田 奈津子君）事務局。皆さん、こんにちは。定刻となりましたので只今から、平成28年度 第1回の佐々町農業委員会総会を開会いたします。初めに吉野会長からご挨拶をお願いいたします。

吉野会長（吉野 裕君）会長挨拶。

書記（山田 奈津子君）事務局。本日の出席委員は13名です。本総会は定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっております。以降の議事の進行を吉野会長をお願いいたします。

議長（吉野 裕君）案件につきましては佐々町農業委員会総会会議規則第3条により付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議無し」の声あり ）

それでは議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号7番 平田 康範委員、議席番号9番 大瀬 清司委員を指名しますので、よろしくお願いします。次に、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号 農用地利用配分計画解約通知書について事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。1ページをお開きください。報告第1号の朗読説明をいたします。農用地利用配分計画解約通知書。通知者 賃借人 公益財団法人長崎県農業振興公社。これは中間管理機構になります。賃借人●●●●です。下記の通り、農用地利用配分計画による農地等の賃借の合意による解約をしたので通知します。土地の表示 佐々町神田免字久保。地目 登記簿、現況ともに田。面積1,926㎡。以下、同じく1,974㎡、1,903㎡、2,059㎡の4筆あります。この分につきましては平成27年度に農地耕作条件改善事業、暗渠排水の事業に取り組んでいただいた件で中間管理事業を活用しております。当初、土地の所有者本人が耕作されるということで、いわゆるA to Aという貸借をしていたんですけども、今後、別の方が耕作されるということで、今回、合意解約をしまして新たに別の方に配分の見直しをする形になります。後もって議案に出てきます。以上で事務局の説明を終わります。

議長（吉野 裕君）この件に関して、何かご意見、ご質問のあらわれる方はいらっしゃいませんか。よろしいですか。それでは報告事項を終了します。次、日程4 審議事項に移ります。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。2ページをお開きください。第1号議案の朗読説明をいたします。農地法第3条の規定による許可申請について。申請人 譲渡人●●●●、譲受人▲▲▲▲です。農地の所在、大字、字、地番、地目 台帳地目・現況地目、面積の順に読み上げさせていただきます。平野免字石原田、畑、畑、688㎡。同じく壱銭替、畑、畑、57㎡。同じく長田、畑、畑、224㎡。同じく長田、畑、畑、698㎡。同じく長田、畑、畑、150㎡。同じく長田、畑、畑、329㎡。同じく壱銭

替、畑、畑、40㎡。同じく前田、畑、畑、152㎡。同じく石原田、畑、畑、639㎡。同じく長田、畑、畑、115㎡。同じく壺銭替、田、田、683㎡。耕作者は記載の通りです。譲渡人のお父様にあたられる方です。申請の理由は譲渡人の希望による。譲渡人の経営面積ですけれども田が683㎡、畑3,092㎡、計3,775㎡。譲受人の経営面積が田5,362㎡、畑4,881㎡、計10,243㎡。譲受人の稼働人員は1人です。3ページをお開きください。申請書の写しを付けております。贈与による所有権移転をしたいということでの申請です。4ページは農地の所在の一覧です。5ページから15ページまでは農地の全部事項証明書を添付しております。16ページに権利を取得される方の経営面積を載せております。田が5,362㎡、畑4,881㎡、計10,243㎡。借入地はございません。持っていらっしゃる主な農機具ですが耕運機、管理機を1台ずつ、草刈り機を2台所有されているということです。農作業歴は40年。現在お住まいの自宅の周りがほとんどです。18ページをお開きください。農作業に常時従事している方は譲渡人本人。年齢61歳。農業兼大工さんをされておられます。一年を通して農業ができる状態にあるということです。農地取得後の経営面積が14,018㎡になります。事務局からの説明は以上です。

議長（吉野 裕君）事務局の説明が終わりました。地元委員の補足説明をお願いしたいと思います。11番。

11番（筒井 浩一君）11番。先刻、譲受人に会ってきました。今、大工もしておられて忙しいんですけど、追々農業もやっていくつもりであるということをおられました。大茂から移り住んで5年以上になりますので、地に足をつけて頑張っていきたいということをおられましたので。ご協力のほどよろしくお願いします。

議長（吉野 裕君）この件に関して何かご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。2番。

2番（藤永 九一君）2番。確認です。ご存知であればお答えいただきたいと思います。実は、大茂の黒灰というところが実家ですね。実家の状況はどうなっているのかその辺は確認されているんですか。その農地もかなりあったのではないかなと思ひまして確認のためです。

議長（吉野 裕君）11番。

11番（筒井 浩一君）11番。もう大茂の方は住んでらっしゃらないんじゃないかと思ひ

ます。私の方も確認はしておりませんでした。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。大茂の方から野寄に來られてまして、経営面積には大茂の農地も含まれています。相続の関係で譲渡人に名義が移ってはいるんですけども、元に戻したいと思われる譲渡人の事情もあるんですけども、3条で農地を取得していただきますので、大変かと思うんですけども、引き続き大茂、野寄ともに管理をしていただけるものと思っております。以上です。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。それでは採決を行います。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について異議なしと認める方の挙手をお願いします。ありがとうございました。異議なしということで、許可することといたします。次、第2号議案と、第3号議案は関連がありますので一括上程したいと思います。よろしいでしょうか。

（ 「はい」 の声あり ）

その前に、農業委員会法第24条の規定により、自己または同居の親族等に関する事項は、議事に参与することができないこととなっておりますので、5番福田委員の退席をお願いします。それでは事務局の説明をお願いします。

書記（山田 奈津子君）事務局。19ページをお開きください。第2号議案の朗読説明をいたします。農地法第3条の規定による許可申請について。申請人 譲渡人●●●●、譲受人▲▲▲▲です。農地の所在 佐々町鴨川免字鴨下。地目 台帳・現況ともに田。面積710㎡。耕作者は譲渡人●●●●です。申請の理由は譲受人▲▲▲▲の希望によるもの。経営面積 譲渡人●●●● 田16,493㎡、畑365㎡、計16,858㎡。譲受人▲▲▲▲田6,578㎡。譲受人▲▲▲▲の稼働人員は2名。備考として第3号議案の農地と交換です。20ページをお開きください。許可申請書の写しを添付しております。一番下の3にありますけども、佐々町市瀬免字小川の農地が▲▲▲▲の農地ですけども、この農地と交換をするという所有権移転の申請になります。21ページが土地の全部事項証明書です。22ページに地籍図を付けておりますけども、皿山直売所の道路を挟んで向かい側の農地になるんですけども、▲▲▲▲の方の農地が並んでおりますので、ここを取得するとまた1筆並ぶということになります。23ページが▲▲▲▲の経営面積です。田6,578㎡です。ずっとイチゴの栽培を

されてたんですけども、今はイチゴを辞められて、水稻作をされております。農機具としましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラをお持ちです。農作業歴は55年。現在お二人で農業をされております。25ページをお開きください。農作業に常時従事されている方は▲▲▲▲です。一年間通して農業をされております。権利取得後、交換後の農地の面積は6,510㎡です。続きまして第3号議案の朗読説明をいたします。農地法第3条の規定による許可申請について。申請人 譲渡人▲▲▲▲、譲受人●●●●です。農地の所在 市瀬免字小川。地目 台帳・現況ともに田。面積778㎡耕作者は▲▲▲▲です。申請の理由は先ほどと同じく▲▲▲▲の希望によるものです。経営面積は先ほどと同じで、逆に書いているような形です。先ほどの第2号議案の農地と交換になります。27ページに許可申請書の写しを添付しております。2号議案の鴨川字鴨川下の農地と交換したいという所有権移転の申請が出ております。28ページが土地の全部事項証明書、29ページが地籍図になります。30ページをお開きください。●●●●の経営面積を載せております。所有地としまして田7,168㎡、畑365㎡、計7,533㎡。借入地としまして、田9,325㎡を借りて経営をされています。水稻、イチゴ、野菜を栽培されておられます。農機具はトラクター、コンバイン、田植え機、トラック等を所持しておられます。農作業歴50年で、現在2名で経営をされています。32ページをお開きください。農業に主に従事されている方は●●●●で、71歳。職業は農業。一年間を通して農業を営まれています。交換後の経営面積は16,926㎡になります。参考までに33ページに航空写真を付けておりますけども。皿山直売所の道路を挟んで向かい側に▲▲▲▲の農地が3筆連なっておりまして、その奥に●●●●の農地があります。この農地と、●●●●のハウスがありますけども、そこの近くに▲▲▲▲の農地がありますが、この2筆を交換することによって、お互いの農業効率が上がるということで、この申請が出ております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）事務局の説明が終わりました。地元委員の補足説明をお願いします。3番。

3番（濱野 努君）3番。この件に関して今、説明がありましたように▲▲▲▲が今回、イチゴを辞められまして、ハウスの貸し借りを進めていたんですが、その時に▲▲▲▲があそこと交換できればと言われたものですから●●●●に声をかけて聞いてみた

ら、いいんじゃないかということで広さは若干異なりますが、▲▲▲▲が先にお願いをしたいということで、広さの件は納得いただいております。水利関係がお互いに一つずつ外れますのでさっき言われましたように、作業効率も良くなるのではないかと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して、他にご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決を行います。第2号議案、第3号議案ともに異議なしと認める方の挙手をお願いします。ありがとうございました。異議なしということですので、第2号議案、第3号議案は許可することといたします。次に第4号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてに入ります。農業委員会法第24条の規定により、自己または同居の親族等に関する事項は、議事に参与することができないこととなっておりますので、6番池田委員の退席をお願いします。それでは事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。34ページをお開きください。第4号議案 農地法第3条の規定による許可申請について。申請人 譲渡人●●●●、譲受人▲▲▲▲。農地の所在 市場免字倉前。地目 台帳・現況ともに田。面積617㎡。耕作者は譲受人が利用権設定をして現在耕作されておられます。同じく市場免字倉前。地目 台帳・現況ともに田。面積351㎡。耕作者はなし。申請の理由 譲渡人の希望による。経営面積 譲渡人 田351㎡、畑982㎡、計1,333㎡。譲受人 田30,386㎡、畑2,489㎡、計32,875㎡。譲受人の稼働人員は2名となっております。35ページをお開きください。申請書の写しを付けておりますけども、この件に関しましては売買による所有権移転の申請になっております。36、37ページが土地の全部事項証明書です。38、39ページが地籍図です。ピンク色で囲っているところが申請地になりますけども、少し切れているので2枚にまたがっているのですが、間の佐々町としているところが現在新しくなっている水路のところなんです。40ページに付近状況図を付けております。北南葬儀社さんの斜め前辺りになりまして、水路が通っているので水路を挟んで2筆になります。41ページに譲受人の経営面積を載せております。所有地としましては田が3,767㎡、畑2,489㎡、計6,256㎡。借入地としまして田26,619㎡耕作をされております。主な農機具はトラクター、コンバイン、田植え機、軽トラをそれぞれお持ちです。農作業歴は15年。今現在、

息子さんと二人で農業をされております。43ページですけれども現在主に農業をされている方は▲▲▲▲ご本人で、現在農業のみを営まれております。一年間を通して農業をされております。権利取得後の経営農地面積は、33,843㎡になられます。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）事務局の説明が終わりました。地元委員の補足説明をお願いします。2番。

2番（藤永 九市君）2番。実は少し介入しておりましたから、譲渡人は過去に、親戚でもなんでもありませんがお世話になったことがありまして、私の方に相談がありまして、私が中に入っております。説明があったように申請地の片方は譲受人が利用権設定をして耕作しておりました。水路を挟んでもう片方は、その奥の方もそうですけど耕作できる状況にないものですから、この2筆を合わせて、譲渡人が農業はできないということで、譲受人に売りたい意向がありましたので譲受人に了承いただきまして、今日の提案となったところです。この経緯がありましたので、私は地域外ではありますが、皆さんにご理解いただきご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（吉野 裕君）この件に関してご意見ご質問のあられる方はいらっしゃいませんか。無いようですので採決を行います。第4号議案 農地法第3条の規定による許可申請について異議なしと認める方の挙手をお願いします。ありがとうございました。異議なしということで第4号議案は許可することといたします。次に第5号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。44ページをお開きください。第5号議案の朗読説明をいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請について。申請人は記載の通りです。農地の所在 木場免字夜萩。地目 台帳・現況ともに畑。面積208㎡。転用の目的 道路等。施設 倉庫の一部がかかるような形になります。耕作者は申請人です。申請の理由 倉庫の一部、農業用機械を搬入するための道路及び、作業場として使用したいということです。45ページに許可申請書の写しを付けております。転用の目的は道路とありますけれども、事由の詳細にありますように新しく建てられる倉庫の一部が少しかかるのと、主に農業用機械を搬入するための道路として使用したいということで申請が出ております。46ページが土地の全部事項証明書。47ページに位置図。ピンク色で示しているところが申請地です。48ページが付近状況図です。

ピンク色で示しているところが申請地ですけども、場所は木場ですけども、木場の集会所を通り過ぎまして、農業体験施設の方につながる道を入っていきます。機械利用組合も使用されている倉庫があるところになります。49ページが現況写真です。50ページに字図を付けております。今現在、倉庫が建っているところは宅地ですので、その端の方に農地として残っているところを今回、転用したいということです。51ページに配置図を付けておりますけども、今、建っている倉庫は半分が機械利用組合が使用されておりまして、半分は申請人が使用されております。真ん中で仕切られておりますので、中を通り抜けることができませんので申請人の倉庫に物を入れるためには、回って入れる必要があります。今現在は、水色で色づけしているところが侵入口として使えますので、そこから入って行けるわけですけども、申請建物と書いてあるところに新しく農業用倉庫を建設したいということです。この倉庫が建ってしまうと、後ろ側は法面で通れませんので、今、畑になっているところを通って行かないと使えない状況になります。ピンク色の申請地の波線のところは石垣で入って行けませんので、黄色で印を付けているところが唯一の進入路となる形です。52ページに新しく建てられる倉庫の平面図、立面図を参考に付けております。53ページは被害防除計画書です。一部切り土を1mほどされるので法面保護もされるということです。また、隣接する農地がないので被害防除措置はされないということです。雨水排水につきましては自然流下。汚水、生活雑排水はありません。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）事務局の説明が終わりました。地元委員の補足説明をお願いします。7番。

7番（平田 康範君）7番。ここにつきまして、申請人から数日前に電話がありまして、私も現場を立ち会ったわけですが、51ページにありますように申請人の倉庫がありますが、この半分を木場の中山間事業における機械利用組合を設立しております。その機械をここで保管しているところです。この地図を見ますと、国交省の公衆用道路とありますけども、50ページの地図をご覧ください。基盤整備された関係でこちらに公衆用道路ができています。申請地のすぐ横に町の公衆用道路があるんですが、こちらはイノシシ対策でメッシュを張り巡らせております。そうしますと、今、ここから侵入するようにされておりますが、メッシュを張っている関係でUターンができないという状況もありまして、今回の申請が出ております。写真では分かりにく

いんですけども、私が現場に行って写真を撮ってきました。公衆道路と同じぐらいの
高さに申請地を落として、コンクリで擁壁をつくということで雨水対策としては水路
を設けて近くに水路がありますので、町道に迷惑が掛からないような対策をとるとい
うことで誓約をいただいております。今後、どうしても機械等の搬入がスムーズにで
きるためには、こういった道路確保も必要だと思いますので、どうかご審議のほどよ
ろしくをお願いします。

議長（吉野 裕君）この件に関してご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。9 番。

9 番（大瀬 清司君）9 番。図面を見まして、道路として使用するということですが、
道路として使用するような形ではないような気がしてですね、もう少しはっきり示し
ていただければと思います。

議長（吉野 裕君）7 番。

7 番（平田 康範君）7 番。50 ページの図面をお願いします。722-2 が国交省の公衆用道
路ですが、その上の 720-3 も国交省の道路なんですよ。基盤整備した関係で。こち
らから車が入りまして、722-2 の公衆用道路に入りまして、783-1 の公衆用道路に行く
ようにされているんですが、先ほど言いましたように、ワイヤーメッシュが張られて
いるため U ターンができない状況ということです。この先には行けません。783-1 の
左端で切れております。どうしても U ターンをして 722-2 の道路を通過して 720-3 に
行って町道に出るという経路しかとれないわけです。ですから申請地を一部道路に使用
したいという申請が出ているわけです。

議長（吉野 裕君）他に。6 番。

6 番（池田 邦義君）6 番。今、地元委員からの説明がありましたけども、一部道路として
使用したいということであれば、申請地を全部いらんんじゃないかなと、平田委員
さんの話をきいてそう思いました。

議長（吉野 裕君）7 番。

7 番（平田 康範君）7 番。申請に出ておりますように、搬入するための道路と、作業場。
45 ページの申請書の中で作業場も確保されるわけですね。そういうことでここを転
用したいということです。

議長（吉野 裕君）他にご意見、ご質問はありませんか。無ければ採決を行います。第 5 号
議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について異議なしと認める方の挙手

をお願いします。ありがとうございました。異議なしということで許可相当として県に進達いたします。次に第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 孝之君）事務局。54ページをお開きください。第6号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 借人●●●●。貸人▲▲▲▲。こちらは親子関係になられまして、借人が貸人の息子さんになられます。農地の所在 松瀬免字狸山。地目 台帳・現況ともに畑。面積468㎡。転用の目的は住宅建設。施設 住宅1棟の84.05㎡。耕作者は貸人▲▲▲▲です。申請の理由 借り人の勤務地が福岡市から佐世保市に転勤になるのを機に申請地に住宅を建設し両親と同居するため。55ページに許可申請書の写しを添付しておりますけども住宅1棟を建設したいということですが、親子関係になられますので、使用貸借の設定をして建設をしたいというふうに記載をされております。56ページが土地の全部事項証明書です。57ページが位置図になります。58ページに付近状況図を添付しております。松瀬のバス停のところから奥に入っていくまして、町営松瀬住宅を通り過ぎて高陵町橋を渡って、上に上りあがったところが申請地になります。先月の総会で転用のあった申請地のすぐ近くになります。59ページに現況写真を添付しております。これは町道側から撮った写真になります。60ページに地籍図を付けております。61ページは被害防除計画書です。計画としては現状のまま利用するということです。被害防除措置として、申請地は敷地が平坦であるため盛土、切土の必要がない。また、建築物に必要な部分の根切工事及び処分の際には、隣接地へ土砂等が流出しないよう留意する。近傍農地の日照、痛風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置としまして建物の高さを加減する。2階建てで9.1m程度。排水計画ですけども、雨水は溜桝を通して自然流下とありますが、溜桝は、町道側の側溝に流されるようです。生活雑排水は町道側の下水に流されます。62ページが配置図になります。この図面で見ますと上の方が町道になるんですけども、町道側からの車両の出入りと、水道、下水関係は前面の道路の方に接続をされるようです。63ページは建物の平面図、64ページは立面図となっております。事務局からの説明は以上です。

議長（吉野 裕君）事務局の説明が終わりました。地元委員の補足説明をお願いします。5

番。

5 番（福田 喜義君） 5 番。ただいま事務局から報告がありました通り、周りは他人の土地に迷惑にならないような場所でした。濱野委員さんと事務局の方からも来てもらって、現地を確認しております。先ほど申されたとおりに何も異常はないところです。補足の方を濱野委員さんからお願いします。

議長（吉野 裕君） 3 番。

3 番（濱野 努君） 3 番。ここは以前に申請があったところの近くになります。59 ページの写真ですけども、写真に写っている家は現在の▲▲▲▲の家です。町道より少し下がってますが、下水は十分だろうということで、原野を少し掘削されて下水道に繋ぐということで、高さ的にはほとんど変わらないというお話でしたので、もう少し上げたらという話はしましたけども、今のところ現状のままというお話でした。以前から計画はされていたみたいで、今度申請が出た次第です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（吉野 裕君） この件に関して何かご意見、ご質問はありませんか。13 番。

13 番（橋本 義雄君） 13 番。排水を道路の側溝にということを言われましたけども、地図を見て、勾配的に道路の側溝に入るんですかね。

議長（吉野 裕君） 3 番。

3 番（濱野 努君） 3 番。先ほどの▲▲▲▲の家の排水がそうなっていますので、溜桝を設けてそちらに流すということです。

議長（吉野 裕君） 事務局。

書記（山田 奈津子君） 事務局。先ほどの私の説明が間違っておりました。62 ページの配置図を見ていただくと分かると思いますが、屋根等に降ってきた雨水に関しては、雨水経路が矢印で示されておりますけども、町道と反対側の方に流れていくように計画をされております。そして、コンクリートをされない部分は自然流下というふうになります。申し訳ありませんでした。

議長（吉野 裕君） 他にご意見、ご質問のあられる方はいらっしゃいませんか。ないようですので採決を行います。第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について異議なしと認める方の挙手をお願いします。ありがとうございました。異議なしということで、第6号議案は許可相当として、長崎県に進達いたします。次、第7

号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。65ページをお開きください。第7号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 譲受人●●●●、譲渡人▲▲▲▲。農地の所在 鴨川免字鴨川。地目 台帳 田、現況 休耕地。面積263㎡。同じく字鴨川。地目 台帳 田、現況 休耕地。面積714㎡。同じく字鴨川。地目 台帳 田、現況 休耕地。面積1,854㎡。転用の目的 老人福祉施設建設用地。施設 福祉施設2棟、1,221.78㎡。耕作者はなし。申請の理由 新たに小規模多機能型居宅介護施設及びサービス付き高齢者向け住宅を建設するため。66ページに許可申請書の写しを付けております。3筆合計で2,831㎡の転用の申請になります。権利の移転ですけれども、これは売買による所有権の移転をされまして、建物を建設したいという申請になっております。67ページ、68ページ、69ページは土地の全部事項証明書を付けております。権利の部を見ていただくと分かると思いますが、3筆とも条件付き所有権移転仮登記が設定されております。農地法第5条の許可を条件とした仮登記があります。70ページが位置図になります。71ページが付近状況図です。ドラックストアモリさんと、ローソンさんのちょうど間になります。国道側の進入は今現在、できませんので車両の乗り入れ等は町道側の方からの計画になっています。72ページが現況写真です。73ページに地籍図を付けております。周りは宅地で、ドラックストアモリさんと、ローソンさんと、一部農地が1筆残っている形になっています。74ページが被害防除計画書です。土地の造成計画としましては、最低0.4m、最高1.0mの盛土をされる予定です。また、擁壁を設ける。法面保護をする。法面保護をするため、被害発生の恐れはないということです。また、日照、通風、耕作等への影響ですけれども、緑地、緩衝地を約2m程設ける。また、平屋建てですので、建物の高さは5mほどですので建物の高さを加減するという記載があります。排水計画は雨水排水につきましては、溜桝を通りまして水路放流。污水、雑排水につきましては下水道の方に流されます。75ページが事業計画書になっております。事業の目的及び、内容ですけれども小規模多機能型居宅介護施設及び、サービス付き高齢者向け住宅を運営する。小規模多機能の方が9室、サービス付き高齢者住宅の方が27室を予定されております。現在の事業状況ですけれども、

佐世保市吉井町の方で同じような運営をされているということが記載されております。今回新たに事業を拡大するために、自己所有地がないため土地を購入して、事業を拡大したいということです。申請地を選定した理由につきましては、佐々中心部に近く利便性もよく、また、徒歩圏内で散歩できる場所もあって、利用者が自然に囲まれた環境で過ごすことができるためにこの場所を選んだということです。76ページが配置図になります。3筆を使いまして、2つの介護施設の建物をこのような形で建築される予定です。雨水排水につきましては溜桝を設けて、町道側の方に全部流すということで伺っております。77ページが小規模多機能ホームの平面図と立面図を付けております。9室ですね。78ページがサ高住の方の平面図と、79ページに立面図を付けております。平屋建てで27室を予定されています。80ページから法人の全部事項証明書を添付しておりますけれども、目的のところを見ていただきますと、13番にサービス付き高齢者向け住宅の経営と記載されております。17番のところに地域密着型サービス事業とありまして、その中に小規模多機能型居宅介護というものも謳われております。83、84ページが隣接農地の所有者の方からの承諾書です。85ページの同意書ですけども、全部事項証明書を見ていただいた時に条件付き仮登記の設定がありましたので、仮登記されている方の同意書ということでいただいております。86ページですけども、今回のこの介護施設ですけども、佐々町の方が公募を行っておりまして、公募結果の通知ということで、●●●●を採択することに決定したということで町長からの通知文書の写しを添付しております。事務局からの説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して、ご意見・ご質問のあられる方はいらっしゃいませんか。

地元委員の補足説明をお願いします。3番。

3番（濱野 努君）3番。ここはですね、以前、特別養護老人ホームが佐々町で1件出てきたかと思いますが、その時からの土地の利用を考えておられて、条件付き仮登記という形になっているんじゃないかと思います。以前からここに介護施設を建てたいという、申請者からのお話を聞いておりまして、4月21日に事務局と、福田委員さんと、設計士さんと、行政書士さんと立ち会いまして、色々とお話をお聞きしました。説明にありましたように雨水は今のところ町道側に持ってくるというお話でございましたので、こちらからの要望としましては、半分ぐらいは向こうに流したらどうかという

う話をしましたところ、農地が一つあるんですが、その水路の許可が取ればなおっしゃっておりました。今のところは町道の方に全部流すというお話でした。そうすることで、皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（吉野 裕君）この件に関して何かご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。
8 番。

8 番（湯村 速雄君）8 番。条件付き仮登記の取り扱いについては問題ないのでしょうか。
●●●●の方に権利が変わっていくんですね。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。条件付き仮登記なんですけども、以前にもお話したことがあるかと思うんですけども、仮登記の設定自体は、何の効力もないということは確認しております。ただ、こういった登記があると転用の確実性といった妨げになりますので、仮登記をされている方と今回転用許可申請をされている方は別の方ですので、仮登記されている方から 5 条で転用して売買で権利が移ってもいいという内容の同意書という形で同意をいただいていますので、そこは大丈夫だと思います。すみません、一点説明を漏らしてました。76 ページをよろしいでしょうか。青い線で書いてある農業用水路とあるんですけども、1 筆耕作はされてないんですけども農地が残っておりますので、農業委員さんの方からですね設計士さんの方にお話しいただきまして、農地である以上は用水路の確保をして下さいということで指導していただきまして、確保していただくような状況になります。以上です。

議長（吉野 裕君）他にご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。ないようですので採決を行います。第 7 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書について異議なしと認める方の挙手をお願いします。ありがとうございました。異議なしということで、第 7 号議案は許可相当として長崎県に進達いたします。次に第 8 号議案 農地利用配分計画（案）の承認について事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。87 ページをお開きください。第 8 号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画（案）を定めたいので、本委員会の承認を求める。平成 28 年 4 月 25 日 佐々町農業委員会 会長 吉野 裕。88 ページをお開きください。農用地利用配分計画書の案になります。一番最初に報告事項で合意

解約をしていただいた分の再配分の案になります。土地の所有者●●●●から農地中間管理機構に貸し付けというところは当初から変更はありませんので、機構から配分先を変えるという案になっております。配分をする者は長崎県農業振興公社。配分を受けるもの▲▲▲▲。土地の所在 神田免字久保。地目 田。面積1,926㎡。同じく字久保。地目 田。面積1,974㎡。この2筆が表裏ともに▲▲▲▲が耕作されます。2番ですけども。配分をする者は同じく長崎県農業振興公社です。配分を受けるもの■●●■。土地の所在 神田免字久保。地目 田。2,059㎡。同じく字久保。地目 田。1,903㎡。この2筆は表裏ともに■●●■が耕作されるということです。事務所の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して、ご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。6番。

6番（池田 邦義君）6番。これは場所はどこですか。

議長（吉野 裕君）13番。

13番（橋本 義雄君）13番。場所は神田の田原で、この間、宮中献穀田があったところの100mぐらい下のところですね。左側です。

（私語あり）

議長（吉野 裕君）3番。

3番（濱野 努君）3番。●●●●さんの農業経営は今後どうなされるのでしょうか。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。●●●●さんは自宅の周りの農地は、面積は5反弱ですが、家の周りの田んぼは作られると聞いております。以上です。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。6番。

6番（池田 邦義君）6番。事務局にお尋ねします。今、中間管理機構を利用されている方は、発足してから何筆ぐらいあるんですか。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。今、中間管理機構を通して借りていらっしゃる方の人数が9名。面積にして3.7haになってます。以上です。

議長（吉野 裕君）他に。11番。

11番（筒井 浩一君）11番。設定内容が無償となっておりますけども、これは中間管理機構だから無償なんですか。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。中間管理機構を通した場合、物納というのが長崎県の場合は認められておりませんので、物納をされる場合は、それは別で相対で契約してもらって、中間管理機構との契約上は使用貸借ですね。その方法しか今はないという状況です。金納であれば、機構を通して金銭のお支払いはできる状況です。以上です。

議長（吉野 裕君）他に。ないようですので採決を行います。第8号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について異議なしと認める方の挙手をお願いします。ありがとうございました。異議なしということで、第8号議案は承認いたします。次に第9号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）、事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。89ページをお開きください。第9号議案 農用地利用集積計画の承認について、利用権設定です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたので、本委員会の承認を求める。平成28年4月25日 佐々町農業委員会 会長 吉野 裕。90ページをお開きください。再設定になります。全部で61件、110筆、田が133, 324㎡。畑 8, 411㎡。合計141, 735㎡となっております。新規です。全部で12件、13筆、田が19, 046㎡。畑 1, 112㎡。合計20, 158㎡です。99ページに総合計を載せております。再設定と新規を合計しますと田が、107筆、152, 370㎡。畑が16筆、9, 523㎡。合計123筆、161, 893㎡。件数としましては73件となっております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して、何かご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。9番。

9番（大瀬 清司君）9番。この新規のうちの12番ですけども、ちょっとご紹介させていただきます。借り手の●●●●さんは本年度から独立して、新規就農者としてイチゴの栽培をされている方でございます。貸し手の▲▲▲▲さんはですね、本年から体調を崩されてイチゴの経営を辞められております。そのハウスが空いておりましたので、地元委員さんの折衝をいただきまして●●●●さんがお借りしてイチゴを作るという

ことになりまして、金納7万円で高いと思われますが、ハウス込みですのでこの金額になっております。ご紹介させていただきます。みなさんで応援していただきますようよろしくお願いいたします。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。それでは採決を行います。第9号議案 農用地利用集積計画の承認について異議なしと思われる方の挙手をお願いします。異議なしということで承認いたします。これで審議事項は終わります。（5）その他に移ります。事務局をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。その他です。①農業者年金加入推進及び、全国農業新聞の推進につきまして、新年度に入りましたので、また改めて努力をしていきたいと思えます。5月の定例会の日程ですけれども、毎月25日とさせていただいておりますが、5月25日水曜日になっておりますが皆さんご都合はいかがでしょうか。

「 私語あり 」

では24日、午後1時半からでよろしくお願いいたします。新年度になりましたので、活動記録簿をお配りしておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（吉野 裕君）局長。

局長（今道 晋次君）事務局。それでは私の方から、資料を配布しております。これについてご説明をさせていただきたいと思えます。大きく3点ございます。まず一点目がアグリビジネスアドバイザーの招へいと書いてありますけれども、地方創生の関係で予算的には27年度繰り越し予算となるんですけれども、内閣府の方に地方創生の人材派遣制度というものがございまして、そこに手を挙げておりました。何をしてもらおうかという、一口で言うと農業振興ということになります。主な業務内容はこちらに書いてありますけれども、そのような格好で手を挙げておりましたら、次のページに両面で地方創生人材支援制度 平成28年度派遣についてとありますけれども、内閣府地方創生推進室というところが3月22日に出した文書で、インターネットで見えていただくと、これはホームページに載っている部分です。趣旨は地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、市町村長の補佐役として派遣し、地域に応じた「処方せんづくり」を支援する、ということでこういった国の取り組みということになります。お金は市町村持ちということになっているんですけれども、今回は、地方創生の過疎化交付金ということで100%の補助を

いただいておりますので、その財源を元に活用しますので、町の負担ですというようなことではないということになります。派遣の市町村というのは、39市、17町、2村の58市町村ということです。国家公務員42名、内閣府1名、金融庁1名とそれぞれ書いてありますけども、こういった方たちが各都道府県なり市町村に派遣されるということです。たとえば雲仙市だったと思うんですけど、それと壱岐市は副市長とかそういった立場で派遣を受け入れてらっしゃるような状況です。佐々町については大学研究者3名とありますけども、非常勤となりますので、年間に10回足らずするような形になると思うんですけども、そういった取り組みということになります。最後の裏面には北海道から鹿児島県まで、こういったところがあるかというようなことが書いてあります。下から4段目に長崎県佐々町（大学）と書いてあります。今回の取り組みの中では長崎県では佐々町だけだったということです。資料の1枚目を見ていただきますと、先日4月の6日、7日ということで、辞令交付も含めてですけども来ていただきました。先生は宮崎大学の地域資源創生学部というところの准教授でいらっしゃるって、年齢的には非常に若い先生です。37歳ということでお聞きしております。西 和盛先生ということで、専門は農業経営とか農業経済ということになります。作物作りは宮崎大学の他の先生のサポートを受けながら、佐々町の支援をしたいということでお聞きしております。業務の主な内容として、耕作放棄地の解消支援とか以下、儲かる農業支援、6次産業化支援をいくつか挙げております。その中で西先生に整理をいただく。農家も含めた佐々町の農業支援をしていただきたいというふうな話をさせていただいております。次回の日程をこちらの方で、吉野会長と三人で話を4月7日にしましたので、6月27、28日ということで予定しまして、6月27日は農業委員会総会を入れることが可能であればそういった調整をしてはどうかという提案ということになります。その後に西先生にお時間をいただいご講演という形で研修会ができればと考えております。吉野会長と話をしながら講演にあたって、もし農業委員さんの中からこういったテーマでお話を聞かせていただけないかということがあれば、そういったところも先生の方にお繋ぎをし、お話をいただけたらと思っていますところ。28日につきましては、今は具体的に何をやるということは決めておりませんが、農家の方の懇談なり、そういったことも含めて進めていければなと思っています。地方創生絡みということでアグリビジネスアドバイザーの

招へいについては以上です。後ほど、ご質問等あらればお答えできる範囲でご対応させていただきたいと思います。それから、二つ目ですけれども佐々ライスセンターの今後の対応についてということですが、先日、営農組合長会があった中で地元の辻理事もいらっしゃって、一通りお話をいただいたところではあったんですが、その後4月19日に農協の田淵組合長さんが町長の方を訪問されまして、ライスセンターについての考え方について話されました。まず、①佐々ライスセンターは操業を停止するという事。②搬入については佐々ライスセンターを起点として横持対応を行う。農家の皆さん方はライスセンターまで持ってきていただければ、江迎、世知原のライスセンターにすべてを運びますということでした。③その横持に係る費用は農協がすべてを負担します。④焼け防止対策としては、扇風機やエアコンは設置できるのでそういった対応をしっかりとさせていただきますということです。2ページ目ですけれども、⑤個人ごとに仕分けをするので、混ざることがないということです。こういった田淵組合長のご提案があつて古庄町長は農家の理解が得られればいいのではないかと、農家に不便をかけないようにしていただきたい、というような要望をされ、話は終わったところです。農協側としては5月中には農家への説明を行いたい。説明会の方法については営農組合長さん方を通じて呼びかけをしたい。27年の実績では89戸の利用をされているというふうなことでしたので、89戸の農家に限らず、広く農家の皆さん方にご案内をさせていただき、説明にあたっては丁寧な説明を行いたいというようなことでした。次に3の皿山農産物直売所の今後の運営方法の検討会についてですけれども、急遽この話が立ち上がったということで、1回目が4月20日に開催させていただきました。参集範囲については県の普及所、農協2名、直売所5名、産経3名、関顧問で参加されておりますけれども会が終わった後、次回以降は農業委員会にも参加を要請したい。農業委員さんとしてではなく農業委員さんの中からでもお二人、大瀬清司さんと福田喜義さんの二人は参加されているんですけども、農業委員という立場ではありませんでしたので、今後は農業委員会からもご参加をいただきながら、話をしていただきたいと。なぜ、急遽こういった話になったかということですが、直売所の最大の課題としてと書いておりますけれども、店長の高齢化と健康状態ということがありました。後任の予定者の健康状態ということがあつてなかなか次期店長を決めるという状況にないというところから、関顧問の方からお話をいただきまし

て、緊急に開いてほしいというところから動き出したというふうになっております。

ここに書いてありますように出品点数の現状とか黒字の実態とか、店長の実質給与の実態ということを含めて4月20日に話をする中で思いのたけをいただいたんですけども、そこで今後の対応ということですけども5月に皿山直売所の総会がありますけども、それまでに決着つくような簡単なテーマではないなと思いますけども、それぐらいを目安に、協議をしっかりとしていきたい。方法論としてはいくつかありますけども、それぐらいを目安に、協議をしっかりとしていきたいと思います。前回の会議の中で話をさせていただきましたが、店長の公募ということです。たとえば、今非常に少ない金額を店長さんがもらってらっしゃるということで、極端に言うとボランティアで直売所の店長を引き受けていただけるような方が出てくるのかどうかとか、そういった話も含めてです。もう一つは指定管理者制度の導入ということです。指定管理者制度についてはいざ、仮に導入するとしましても、議会の説明等ありますので時間がかかるということもあります。これは次回以降もこういった検討会の中で話をしていくことになるんですけども、指定管理者制度はやったけども、やっぱり駄目だったというところも全国にあります。再建できませんでした、民間によっても無理だったというケースもありますので、非常に難しい課題に直面しているのかなと思っています。今後、数回に渡って、それぞれの関係者の方、県の普及所も農協も含めてですけどもお話をしていきながら、より良き方向が見いだせればなと思っています。あくまでも現場の意見ということですので、こういったところの意見を吸い上げながら、もし、仮に指定管理者という話になって、現場の意見もそうなれば議会の方へも担当委員会を含めて相談をし、進めていくというふうになるのかと思いますので、次回の日程は連休明けで調整をします、ということで終わっております。日程調整をしながらご案内をさせていただき、農業委員会の方にはどなたかご参加いただくとしても、こういった総会の折に逐一報告はさせていただこうと思っているところです。簡単ではございますけども報告事項という形でさせていただきました。以上です。

議長（吉野 裕君）これで一応報告が終わって、休憩の時間でご質問等があればと思っています。暫時休憩といたします。

（休 憩 午後 3時02分）

(会議再開 午後 3時50分)

議長(吉野 裕君)再開します。長時間に渡り大変お疲れ様でした。これで本日の総会を終了いたします。お疲れ様でした。

(閉 会 午後 3時 51分)

上記のとおり相違ありません。

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員